

2021年7月3日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2021年7月3日午後2時から午後6時ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔会議研究会および会議

【出席者】

山村、小林秀、林一郎、清水、谷口、巫（6名）

2. 発表

① 田中耕太郎『法の支配と裁判』読書ノート（巫）第四回

【発表した対象論文】

- ・時際刑法理論より見た政令325号事件
- ・訴訟促進の論理
- ・法廷秩序維持の諸問題
- ・上訴権の濫用とその対策

（発表済14本、未発表5本）

3. 会則の改正案の検討

巫が原案を作り、小林さんが修正加筆した会則改正案について、検討した。

巫：このような案が出ていますが、これでよろしいでしょうか。

山村：反対だ。ごちゃごちゃ（能書きばかり）書いてあって、何を言いたいかわからない。もっと単純に結論だけを書くべきだ。

① 正常な裁判とは何か

巫：目的として裁判を正常化するというだけでは、内容が不明で、何も言っていないと同じだ。具体的に正常な裁判というものはどういうものをあらかじめ決めておくべきだ。

山村：正常な裁判とは何かを、これから考えていくのであり、裁判の正常化ですべてが包含されている。

巫：正常な裁判というものは、現在の政治制度からおのずから定まるものであり、その基準となるのは日本国憲法や（国連の人権宣言など）に定められた理念的な基準であり、そこから導かれる理想像を明文化するべきだ。たとえば、「事実に基づいた公平で公正な裁判」が正常な裁判と定義できるのではないか。

林：反対だ。それぞれが、自己の経験から裁判が異常であると確信して集まってきている会であり、どのような点が異常であるかをそれぞれが提案して、そこから裁判の正常な状態を見出していくという会にすべきだ。

巫：それでは、あまりにも漠然としており、收拾がつかない。基準としての理念的な正常な裁判の状態を最初に想定すべきだ。

この点については、簡単には結論が出ないので、次回以降に持ち越す。

② 裁判批判について

巫：裁判を正常化する方法として、裁判批判を行うという点は重要だから、この点は必ず明文化すべきだ。

林：それは何か特別なキーワードなのか。

巫：これまで、田中耕太郎の『法の支配と裁判』を読んで確認してきたが、田中は法曹界の専門家以外には、裁判についてもものをいうべきではなく、特に係属中の裁判について、(松川事件の広津和郎のように)雑誌など法廷外で批判的な言論を公表することは、法廷侮辱罪にあたり、処罰すべきだという考え方である。彼は最高裁判所長官の立場で、そのような主張を行ったために、裁判所の運用がそのようなものになっているだけでなく、一般国民の意識もその考え方に影響されている。これに対して、家永三郎が反論し、(専門家ではない市民の視点からの)裁判批判は、合法的であるだけでなく、正常な裁判を実現・維持するためには必要であると主張した。私たちの会は、法曹の専門家ではない市民の会であり、その立場から裁判批判を行うことで、裁判を正常化するということを根本の方針とすべきである。(実際に、私たちの会が行ってきた活動は、そのような裁判批判であった。)

議論がまとまらないので、結論は次回以降に持ち越す。

4. 予定

① 山村さんの裁判

2021年7月9日13時から、横浜地裁

② 次回の研究会

2021年7月17日14時からZoom会議。Zoomホストは林一郎氏。

5. 映像の保存と公開について

映像は保存する。閲覧の要求についてどう対処するかは、今後検討する。

以上

2021年7月6日

巫召鴻